

**「第5次久留米市男女共同参画行動計画」、「第4次久留米市DV対策基本計画」
及び「久留米市困難な問題を抱える女性等への支援に関する基本計画」(案)
に対するパブリック・コメントの結果について**

令和7年12月22日(月曜日)から令和8年1月23日(金曜日)までの期間で、「第5次久留米市男女共同参画行動計画」、「第4次久留米市DV対策基本計画」及び「久留米市困難な問題を抱える女性等への支援に関する基本計画」についてパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集しておりましたが、その結果及び意見に対する回答がまとまりましたので、ご報告いたします。

なお、意見の内容につきましては、原文を一部要約しております。

1. 募集期間

令和7年12月22日(月)から令和8年1月23日(金)まで

2. 募集結果

33件(1名・2団体)

区分	人(団体)数	件数
持参	1	20
電子申請	1	1
電子メール	1	12
合計	3	33

3. 意見の内訳

区分	件数
意見の趣旨に基づいて原案を修正するもの	7
意見の趣旨が原案に記載されているもの	1
意見に対して原案を修正しないもの	25

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
1	第1章 計画の策定にあたって	3 第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題		6	第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題について、人権の確立と性差別の撤廃を目指す行動計画は、長期にわたって課題を解決していくものであることから、次期行動計画策定に向けてこの項目は最も重要なものである。しかし、意識面については述べられているが行政分野ごとの記述はない。男女平等行政は総合行政であることから行政分野ごとに施策の実施結果をまとめ、計画全体の総括をし、第5次行動計画へ重点的につなげなければならない。	原案どおり	現計画は、施策ごとに設定している成果指標に基づき評価を行い、総括しています。これを踏まえ、今回の計画案をとりまとめたところです。
2	第1章 計画の策定にあたって	3 第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題		6	第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題について、下から4行目「…されていません。」に続けて「この意識と実生活の矛盾点をどう埋めていくかが第5次久留米市男女共同参画行動計画の課題になると考えます。」を追加し、最後の段落3行を削除する。 (理由) 第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題という観点では、第4次行動計画と第5次行動計画の連動性から記述すべきであり、最後の3行は男女平等行政を実施する基本理念であってこの見出しの課題ではない。	原案どおり	ご意見のとおり、意識と実生活の乖離を解消することは、第5次久留米市男女共同参画行動計画の課題であると認識しています。この課題を解決するために、継続して、あらゆる機会を通じて男女平等についての正しい理解を促進し、市民一人ひとりの意識や行動の変革につながるよう取り組む必要があると考えているところです。
3	第1章 計画の策定にあたって	3 第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題		7	「市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合」の目標値（R8.4.1現在）は（R7.4.1現在）ではないか。	原案どおり	第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果指標「市職員における管理職に占める女性職員の割合及び監督職に占める女性職員の割合」は、R8.4.1現在の数値を目標値として定めているため、原案のとおりとします。
4	第1章 計画の策定にあたって	3 第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題		9	成果指標に基づく評価「自殺者数は・・・令和5年47人になりました。」の後に「 <u>そのうち女性の自殺者は〇〇人です。</u> 」下線部分を追加。	原案どおり	「施策1 生涯を通じた男女の健康支援」についての成果指標であり、男女共に自殺者数を減少させることを目標としていることから、原案のとおりとします。

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
5	第1章 計画の策定にあたって	3 第4次久留米市男女共同参画行動計画の成果と課題		10	成果指標に基づく評価「父子世帯は・・・を下回りました。」の後に「ひとり親家庭の非正規職員・従業員の割合は母子世帯が48.7%、父子世帯が27.1%です」を追加。	原案どおり	「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員（母子世帯・父子世帯）の割合」が成果指標であることから、原案のとおりとします。
6	第2章 計画の基本的な考え方	3 計画の性格と位置づけ		11	男女平等行政は女性の人権を確立し性差別を撤廃する行政であることから、行政の全ての分野で取り組むべき総合行政である。市の男女平等行政がスタートしてから50年経過したが、この基本的な認識が行政全体に未だに定着していないのではないだろうか。男女平等共同参画社会基本法の4条と15条にある通り、地方自治体は全ての施策策定において、その結果が男女共同参画を推進する結果をもたらすものか否かを常に検討する姿勢が求められている。第5次計画を見ると、このような性格と位置付けが確認され策定されたのだろうか。 p12「SDGsの理念との整合」に代わって、久留米市の行政組織図を示し、課ごとに行動計画に挙げている具体的事業数を載せるべきである。SDGsの全てのゴール分野は市行政の全分野と重なるものであり、市の行動計画には市の実態を載せるのが適切である。	原案どおり	ご意見は、男女共同参画に関する取組を推進するうえでの参考とさせていただきます。
7	第2章 計画の基本的な考え方	5 重点課題		12	重点目標（1）ジェンダー平等の意識づくり3行目「…性別役割分担意識やジェンダーによる固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）…」を「…性別役割分担意識や地域に根強い慣習・慣行、性別による無意識の思い込みや偏見…」に変更する。 （理由） ジェンダー平等の意識づくりは、全ての市民にあらゆる場で行われるべきものであることから、市民が日常生活の中で具体的にイメージしやすい表現がよいと考える。	原案どおり	ご意見は、男女共同参画に関する取組を推進するうえでの参考とさせていただきます。

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
8	第3章 計画の内容	1 施策の体系		14	<p>「男女共同参画の促進」という用語が多用されている。参画という言葉はかなり社会に浸透したが、平等や差別の解消につながるイメージはいま一つ人々には定着していない。</p> <p>個々の施策内容が分かるような言葉に変更した方がよいと考える。</p> <p>（理由）</p> <p>憲法の「男女平等」でも、国連の「女性差別」でもない「参画」という用語は「平等」という言葉に比べ反発を受けない言葉として、国が法律（男女共同参画社会基本法）を作るときに使ったことは通説になっている。「参画」という言葉が浸透してくるにつれ、言葉に社会が引っ張られ、差別や平等という意識が薄れてきた。言葉より日常生活を問い直して、市民生活に直結した用語を使うべきである。特にパートや非正規等圧倒的に不安定雇用が多い女性労働においては、参画の促進では格差は埋まらない。また同様に「女性の活躍」は性別による格差を能力による格差にすり替えやすく、なぜそれが起きるのかという社会構造を明らかにし、課題を発見し解決する姿勢を弱める。ジェンダー平等の実現には女性の経済的自立がカギとなることから「参画」ではない。</p>	原案どおり	ご意見は、男女共同参画に関する取組を推進するうえでの参考とさせていただきます。
9	第3章 計画の内容	2 成果指標		15	<p>「審議会・委員会における女性委員の登用率」の目標値は50%を下回らないようにする。</p> <p>（理由）</p> <p>現計画（第4次）の目標値が50%となっているため。。</p>	原案を修正	<p>『久留米市における審議会等への女性の登用促進要綱』において、「各審議会等の委員に占める男女の割合の目標は、男女いずれも50パーセントとする。ただし、委員の数が奇数の場合は、男女それぞれの委員の数の差が1名であることとする」とあるため、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 48.0～52.0%</p> <p>【修正後】 50.0% (48.0～52.0%)</p>

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
10	第3章 計画の内容	3 施策の展開	11101	20	<p>担当部局「協働推進部（男女平等政策課）」を「全庁」に変更する。</p> <p>（理由） 「行政刊行物における表現の手引き」は男女平等政策課が作成するが、これを用いて刊行物を作成するのは全庁である。</p>	原案を修正	<p>ジェンダー平等の視点に立った行政刊行物の作成については、全庁で取り組むことを前提に、その推進担当部局として、「協働推進部（男女平等政策課）」としておりましたが、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 協働推進部（男女平等政策課）</p> <p>【修正後】 全庁</p>
11	第3章 計画の内容	3 施策の展開	11102	20	<p>担当部局「協働推進部（男女平等政策課）（男女平等推進センター）」を「全庁」に変更する。</p> <p>（理由） 施策1に「市民一人ひとりが、ジェンダー平等について理解し、認識を深め、主体的な行動につなげられるよう市全体で進めていく必要があります。」と述べられているが、具体的事業のNo.11102の担当課は男女平等政策課、男女平等推進センターになっている。</p> <p>先に述べられた主旨からいうと全庁で取り組まれるのが当然であるが、少なくとも市民への情報発信の最先端にある広報戦略課は外せない。総合行政の性格から男女平等意識の広報・啓発は特定の部局だけでなく、全ての部局が各々の担当分野でも実施しなければならないからである。</p>	原案どおり	<p>ご意見のとおり、男女平等意識の啓発は全ての部局が各々の担当分野で実施する必要がありますが、事業No.11102はジェンダー平等に関する広報・啓発の担当部局として記載していますので、原案のとおりとします。</p>

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
12	第3章 計画の内容	3 施策の展開	11301	21	<p>具体的事業の（男性に対する啓発の推進）を削除する。No.24102、No.25102も同様。</p> <p>（理由） 具体的事業名で明らかである。</p>	原案を修正	<p>ご意見を踏まえ、該当する事業を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発（男性に対する啓発の推進）</p> <p>【修正後】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発</p>
13	第3章 計画の内容	3 施策の展開	11402	21	<p>担当部局の担当課に（男女平等推進センター）を追加する。</p> <p>（理由） 久留米市男女平等を進める条例で定められているため。</p>	原案を修正	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 協働推進部 （男女平等政策課）</p> <p>【修正後】 協働推進部 （男女平等政策課） （男女平等推進センター）</p>
14	第3章 計画の内容	3 施策の展開	11403	22	<p>担当部局に各総合支所（文化スポーツ課）を追加する。</p> <p>（理由）市民に近い立場である各総合支所の文化スポーツ課と連携して地域に根差した学習会に積極的に関与するようにしてほしい。</p>	原案どおり	<p>地域におけるジェンダー平等学習の取組の促進・支援については、協働推進部(人権・同和対策課)(男女平等推進センター)、市民文化部(生涯学習推進課)が推進担当部局として取り組んでいることから、原案のとおりとします。</p>

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
15	第3章 計画の内容	3 施策の展開	12102	23	事業内容7行目「…踏まえて改定を検討する。」を「…を踏まえて副読本を改定する。」に変更する。 (理由) 令和2年9月議会で教育長が見直しを検討していきたいと答弁し、5年以上が経過しているにもかかわらず、今後の5か年も検討するとなっている。学校現場には副読本の改定は不可欠急務である。制服が変わった理由を説明ができないとの声もあるなど、男女平等教育が停滞している状況にある。	原案どおり	子ども達のジェンダー平等の意識づくりを進めるための教材については、国県等の関係機関の教材の活用や、ICT機器の活用による教材の工夫などを含めて検討していく必要があるため、原案のとおりとします。
16	第3章 計画の内容	3 施策の展開	12103	23	事業内容「児童・生徒の発達段階に応じた性と生殖に関する健康の維持と自己決定（リプロダクティブヘルス/ライツ）の視点に立った健康教育や性教育・・・」に下線部分を追加。	原案に記載あり	施策の方向III「誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現」において、リプロダクティブヘルス/ライツの視点に立った健康教育に取り組むこととしています。
17	第3章 計画の内容	3 施策の展開	21101	26	事業内容4行目「…登用を働きかける。」を「登用を進める。」に変更する。 また担当部局「協働推進部（男女平等政策課）」を「全庁」に変更する。 (理由) この事業は所管する審議会の女性の登用を目標値達成に向けて、市全体で取りくむもので、これまでも全庁の事業として取り組まれたもの。	原案を修正	審議会等への女性の登用の推進については、全庁で取り組むことを前提に、その推進担当部局として、「協働推進部（男女平等政策課）」としておりましたが、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 ・・・登用を働きかける。 担当部局：協働推進部（男女平等政策課） 【修正後】 ・・・登用を進める。 担当部局：全庁

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
18	第3章 計画の内容	3 施策の展開	21103	26	<p>事業内容3行目「…啓発活動を行う。」を「…啓発活動を行い、先ずは30%の登用を目指す。」と変更する。</p> <p>（理由） 啓発だけでは限界がある。先ずは目標数値を設定し、その達成に向けてあらゆる手法を講ずるべきである。</p>	原案どおり	<p>農業分野における男女共同参画の促進に関する目標値については、「施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進」の成果指標「認定農業者における女性の割合」を設定していますので、原案のとおりとします。</p>
19	第3章 計画の内容	3 施策の展開		27	<p>施策2「雇用の分野における男女共同参画の促進」を「雇用の分野における男女平等の促進」に修正。</p> <p>（理由）世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数2025は148か国中118位で特に政治・経済分野が低いことは、ご承知のとおりです。雇用の分野を詳細に見ますと、経済協力開発機構（OECD）によると、2022年の日本の男女の賃金格差は21.3%、同年の米国は17%、英国は14.5%。北欧では10%を下回る国も多い。背景には、正社員と比べて賃金が安い非正規雇用で働く女性が多いことなどがある。</p> <p>男女共同参画白書によると、日本の2022年の女性管理職割合は12.9%。米国（41%）など他の先進国ではおおむね30%を超える。役員クラスでは、OECDの2022年のデータで日本の女性割合は15.5%。フランス45.2%やドイツ37.2%と比べて低い。</p> <p>英誌エコノミストは、先進国を中心とした29カ国を対象に、女性の働きやすさを指標化した2024年のランキングを発表した。首位はスウェーデン（前年2位）で、上位4カ国を北欧諸国が占めた。日本は前年に続き下から3番目の27位だった。「近代国家として驚くべきこと」だと国連委員会から日本に厳しい勧告を突きつけられた。</p> <p>このように雇用の分野は男女間の賃金格差や役職格差、セクハラなど男女間格差・差別が如実に現れている。ハッキリと男女平等の促進と記述してもらいたい。</p>	原案どおり	<p>施策の方向Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍の推進」については、「男女共同参画社会基本法」の基本理念ののっとり策定された『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』に基づく「市町村推進計画」と位置付けていることから、原案のとおりとします。ご意見は、施策の方向Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍の推進」に取り組むうえでの参考とさせていただきます。</p>

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
20	第3章 計画の内容	3 施策の展開		27	施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 9行目「・・・取り組む必要があります。 <u>そのため男女別賃金格差の統計を行い公表します。</u> 」下線部分を追加。	原案どおり	事業にあたっては、国・県などの各種調査や事業所訪問等により現状を把握しながら取り組むこととしています。ご意見は、施策の方向Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍の推進」に取り組むうえでの参考とさせていただきます。
21	第3章 計画の内容	3 施策の展開	22102	27	具体的事業と事業内容と担当部局が一致していない。 (理由) 労働環境の整備とは就業者が安全で健康に働けるよう制度的に職場の条件を改善することであることから事業内容と一致しない。また本来の労働環境整備事業であるならば担当課は労政課であるべき。	原案どおり	事業No.22102は、労働環境の整備ではなく、女性の就業等のための環境整備に関する事業であることから、原案のとおりとします。
22	第3章 計画の内容	3 施策の展開	22103	27	具体的事業4行目「…女性の活躍に関する支援」を「…女性の就労継続支援」に変更する。事業内容の5行目「…女性が活躍できる環境づくり…」を「…女性が働き続けられる環境づくり…」に変更する。 (理由) 女性が働き続けるための最も必要な環境は、安定雇用とライフステージに関係なく働き続けられることである。女性が活躍できる環境整備（不安定雇用や男女格差の解消等）がなされなければ活躍できない。	原案どおり	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、就労や勤続等を含め、「活躍」と表記しています。
23	第3章 計画の内容	3 施策の展開	22103	27	「久留米市雇用労働実態調査を実施公表すること」を具体的事業に追加する。 (理由) 労働実態の把握がなければ有効な施策は展開できない。男女平等な労働条件の確立が良好な労働環境をつくり全ての就業者の働く権利が保障される。	原案どおり	事業にあたっては、国・県などの各種調査や事業所訪問等により現状を把握しながら取り組むこととしています。

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
24	第3章 計画の内容	3 施策の展開	23203	28	新規事業として挙げられているが、「女性の起業を支援する体制構築」の事業内容はこれまで実施されてきていると思う。体制構築とは言えないのではないか。	原案どおり	従来の女性の起業促進に関するセミナーだけでなく、事業実現・継続に向けての関係機関と連携した伴走支援を行うため、体制構築と表記しています。
25	第3章 計画の内容	3 施策の展開	24201	29	担当部局に市民文化部（生涯学習推進課）、協働推進部（地域コミュニティ課）を追加する。 （理由）生涯学習推進課は委嘱学級の事業で、地域コミュニティ課は校区コミュニティの所管課であり、女性人材の発掘育成は重要な担当業務だと考える。	原案を修正	ご意見を踏まえ、関連する事業であるNo.24202の事業内容及び担当部局を、以下のとおり修正します。 No.24202【修正前】 多様な人材が地域で活躍できるよう、校区コミュニティ組織や自治会の活動に対し、女性や若年層の積極的な参画・登用を働きかけるとともに、誰もが参画しやすい環境づくりに取り組む。 担当部局：協働推進部（地域コミュニティ課） No.24202【修正後】 校区コミュニティ組織や自治会の活動に対し、女性や若年層の積極的な参画・登用を働きかけるとともに、地域で活躍できる多様な人材の発掘・育成や誰もが参画しやすい環境づくりに取り組む。 担当部局：協働推進部（地域コミュニティ課） 市民文化部（生涯学習推進課）

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
26	第3章 計画の内容	3 施策の展開	25204	32	事業内容に学童保育所のほかに放課後等デイサービスを追加、担当部局に健康福祉部（障害福祉課）を追加。	原案どおり	ご意見は、施策の方向Ⅱ「あらゆる分野における女性の活躍の推進」に取り組むうえでの参考とさせていただきます。
27	第3章 計画の内容	3 施策の展開		34	7行目「・・・視点に立った健康教育・ <u>性教育</u> や早い段階から・・・」下線部分を追加。	原案どおり	ここに記載する健康教育は、性に関する内容も含めているため、原案のとおりとします。性教育については、具体的事業No.31304に記載しています。
28	第3章 計画の内容	3 施策の展開		35	「（1）生涯を通じた男女の健康支援」を「・・・健康支援と <u>生殖に関する自己決定支援</u> 」下線部分を追加。	原案どおり	ご意見は、施策の方向Ⅲ「誰もが安心して健康に暮らせる社会の実現」に取り組むうえでの参考とさせていただきます。
29	第3章 計画の内容	3 施策の展開	31301	36	事業内容に「・・・実施する。 <u>妊娠・出産に関して女性の自己決定を尊重する。</u> 」下線部分の追加。	原案どおり	妊娠・出産に関する支援の際は、本人の自己決定を尊重することが前提であり、本文にその内容が含まれていることから、原案のとおりとします。
30	第3章 計画の内容	3 施策の展開	51101	49	担当部局に子ども未来部（家庭子ども相談課）を主管課として追加する。 （理由）女性支援新法の国の管轄は厚労省であり、通達やその他情報・連絡等はまず子ども未来部においてくるとと思われる。そのため子ども未来部（家庭子ども相談課）が中心となって計画策定、事業展開を行うべきと考える。	原案を修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 協働推進部 （男女平等政策課） 【修正後】 協働推進部 （男女平等政策課） 子ども未来部 （家庭子ども相談課）
31	第3章 計画の内容	3 施策の展開	51301	52	事業内容に「相談員の適正配置と身分保障」を追加。	原案どおり	事業No.51301は、相談員の技術向上に関する事業であることから、原案のとおりとします。

計画案に対するご意見の概要と対応の考え方

提出件数：33件（1人、2団体）

No.	章	項目	事業No.	原案頁	意見の概要	対応区分	対応の考え方
32	第3章 計画の内容	3 施策の展開			<p>発達障害や知的障害などを持つ女性に対する支援などが充実して欲しいです。精神疾患などの今回の支援を充実して下さったらもっと過ごしやすくないかと思います。そうしたものを学校や様々なところで取り上げる機会があれば、発達障害や知的障害のある女性は性暴力などの様々な問題に会いやすいため、性暴力被害などの被害も改善できるのではないかと思います。様々な人が活躍できる社会になるといいなと思います。</p>	原案どおり	<p>ご意見は、様々な困難を抱える女性等への支援や性暴力の防止等の事業に取り組むうえで参考とさせていただきます。</p>
33					<p>計画全体について 地域社会も大きく変動していることを実感させられる。少子高齢化がますます進み、経済問題も相まって日々の生活の中での悩み、苦労は増えるばかりである。特に非正規、不安定雇用で働く人や高齢者が育児や家族介護を担う場合、身体だけでなく精神面でも深刻な問題を生み出している。「男だから」「女だから」との周囲の圧力はまだ職場でも家庭でも地域でも根強い。これらジェンダー問題といわれる諸問題は問題の根源が社会構造にあり、そこを根本的に改革しなければ解決しないという認識のもと、政策として今一歩積極的に地味でも微力でも取り組もうという姿勢にならない限り、性差別も男女の格差も埋まっていかない。市の現状に基づき、課題を発見し、解決の方向を探り、それを実施施策として企画立案したという過程がとられたのであろうか。 特に最も重要な労働分野では、「均等法」が施行されて40年近く経過した現在でも、女性労働の環境は極めて厳しい。しかしながら第5次計画には女性労働施策が極めて少ないと感じる。 地方自治体の使命は地域住民の福祉の向上であることは言うまでもないが、第5次計画に挙げられている施策には、一歩でも前進するために全庁で男女平等行政に取り組もうという事業が少ないのではないかと。行動計画は文字通り「アクションプラン」である。一般的な理論ではなく、市民生活に直接に影響する行動が見てとれる計画でなければ計画で終わってしまう危惧がある。 男女平等推進のための市の行動計画は、時代の変遷とともに、人権の確立と性差別の撤廃という原則を踏まえながら、実施施策も市の現状に沿ったものでなければならぬのは言うまでもない。今後、気候変動とともに激動が予測される社会にあって、よりよい地域社会づくりの一環としてジェンダー平等が目指す久留米市のビジョンは、市民に計画への期待を抱かせるものであって欲しいと希望する。</p>	原案どおり	<p>ご意見は、男女共同参画に関する取組を推進するうえでの参考とさせていただきます。</p>